「全国都市緑化ぎふフェア行催事等実施計画策定業務」に関する一般競争入札公告

「全国都市緑化ぎふフェア行催事等実施計画策定業務」について、一般競争入札を行うので、第42回全国都市緑化ぎふフェア実行委員会事務局規程第13条に基づき、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条第1項の規定により公告する。

令和5年10月19日

第42回全国都市緑化ぎふフェア 実行委員会会長 古田 肇

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称 全国都市緑化ぎふフェア行催事等実施計画策定業務
  - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
  - (3) 履行期限契約締結日から令和6年3月31日(日)
  - (4) 業務場所ぎふワールド・ローズガーデン他 地内
- 2 競争入札参加者の資格に関する事項

本業務に参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人(法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。)又は、複数の法人で構成される団体(以下、「共同体」という。)とし、以下の(1)から(6)までの要件を満たすことが必要である。

共同体で参加する場合には、その代表法人にあってはすべての要件を、構成員の法人にあっては全ての者が(1)及び(4)から(6)までの要件を満たしている必要がある。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申し込み (他の団体と共同体を 構成して参加申し込みを行う場合を含む。)を行うことはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- (3) 同種のイベントにおいて、計画策定業務の実績を有するものであること。 ※同種のイベントとは、全国都市緑化フェア又は概ね1か月以上連続した会期を 有する花やみどりに関する広域的なイベント若しくは、公益性のある全国的なイ ベントをいう。
- (4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格 停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限 日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札 参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間 に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (6) 日本国内に本社、本店を置いているものであること。
- 3 入札手続等に関する事項
  - (1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号

岐阜県都市建築部都市公園・交通局都市公園課内 第42回全国都市緑化ぎふフェア実行委員会事務局 電話 (代表) 058-272-1111 内線 4914

FAX 058-278-2776

E-mail c11669@pref.gifu.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
  - ア 交付期間

令和5年10月19日(木)から令和5年10月25日(水)までの間の、 午前9時から午後5時まで(県の機関の休日を除く。)

イ 交付場所

電子メールによる交付を基本とするので、上記3の(1)まで申し出ること。

- (3) 競争入札参加資格の確認
  - ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を 3 の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - イ 提出期限 令和5年10月27日(金)正午 期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格が

ないと認められた者は、入札に参加することができない。

- ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年10月31日(火)までに通知する
- (4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年11月2日(木)午前10時

イ 場 所 シンクタンク庁舎 3-1会議室

(入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)で行う場合は、令和5年11月1日(水)午後5時までに3(1)必着のこと)

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

- (6) 契約条項を示す場所
  - 3の(1)に同じ。
- (7) 入札方法等に関する事項
  - ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する 場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

ただし、入札者の中に郵便等による入札を行ったものがある場合は、再度入 札は行わない。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないとき は、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。 カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

## 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 郵便による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出場合は、入札案件名と入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず 契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、 契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。